

# 横浜市危機管理指針

制 定 平成 16 年 3 月 25 日総緊第 182 号副市長依命通達  
最近改正 平成 26 年 3 月 12 日総危対第 199 号副市長依命通達

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 市の責務
- 第 3 章 協力
- 第 4 章 危機管理の基本方針
- 第 5 章 計画の策定
- 第 6 章 横浜市危機管理推進会議
- 参考

## 第 1 章 総則

### 第 1 目的

この指針は、横浜市における危機管理の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な施策の推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とします。

### 第 2 定義

#### 1 危機

危機とは、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態」をいいます。この指針においては、これを「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急処理事態」及び「事件等の緊急事態」の三つに大別して定義します。

##### (1) 災害

災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項で定められている「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいいます。

##### (2) 武力攻撃事態等及び緊急処理事態

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」等をいいます。

また、緊急処理事態とは、同法第 25 条第 1 項の事態をいいます。

##### (3) 事件等の緊急事態

事件等の緊急事態とは、テロ、感染症、環境汚染など、災害や武力攻撃事態等及び緊急処理事態以外の危機をいいます。

#### 2 危機管理

危機管理とは、「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急処理事態」及び「事件等の緊急事態」という危機から市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として、危機の発生を防止し、危機の発生後は、被害等の軽減を図り危機を收拾し、その後、市民生活を平常に回復させることをいいます。

## 第 2 章 市の責務

### 第 1 基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機に係わる対策を総合的に推進する責務を有します。

### 第 2 計画と実施

市は国、他の地方公共団体、その他の関係機関等の協力を得て、法令に基づく計画及びこの指針に基づく計画、並びにそれぞれの計画の実施にあたって必要な細部計画を策定し、これを実施する責務を有します。

### 第 3 職員の責務

職員は、常に危機管理に関する知識・技術の習得に努め、危機発生時は、直ちに対策に関する事務に従事し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する責務を有します。

### 第3章 協力

#### 第1 市民の協力

- 1 市民は、平常時から様々な危機に備えるために、危機管理に関する知識・技術の習得に努めるとともに、自ら建築物等の安全性の向上、危機に対する必需品の備蓄、その他危機に備えるための手段を講ずるように努めるものとします。
- 2 市民は、危機に対する訓練等に参加することで、危機に際しての自発的な活動などを実施できるように努めるものとします。
- 3 危機管理において、市民は、相互に連携を図るとともに、市の危機管理に積極的に協力するよう努めるものとします。

#### 第2 事業者の協力

- 1 事業者は、その管理する施設、組織などにおける危機の発生を抑止するとともに、その社会的責任に基づき、その能力を活用して市の危機管理に積極的に協力するよう努めるものとします。
- 2 危機管理において、事業者も地域社会の一構成員として、積極的に市民、地域の防災組織などと相互に連携・協力するよう努めるものとします。

### 第4章 危機管理の基本方針

#### 第1 事前対策

事前対策では、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策を実施するための準備に万全を期すよう努めます。

##### 1 危機管理監

危機管理監は、上司を補佐し、全庁的かつ総合的に危機管理を所掌します。

##### 2 危機管理統括責任者等

###### (1) 危機管理統括責任者

危機管理統括責任者は、危機管理監を補佐するとともに、各局区等の危機管理責任者を統括し、危機発生時における的確な対応が図られるよう全庁的な総合調整を行い、危機管理対策を推進します。

危機管理統括責任者は、総務局危機管理室長をもって充てるものとします。

###### (2) 危機管理副統括責任者

危機管理副統括責任者は、危機管理統括責任者を補佐し、危機管理対策を推進します。

危機管理副統括責任者は、総務局危機管理室危機管理部長をもって充てるものとします。

###### (3) 危機管理責任者

危機管理責任者は、平常時から危機に関する情報の収集に努めるとともに、市民、事業者、関係機関等との窓口になるなど、横断的な連携を図り、各局区等における危機管理の推進役を担います。

危機管理責任者は、各局区等の副局長及び副区長をもって充てるものとします。ただし、これによりがたい場合、局区長等が、危機管理の推進役として適当と認める職員を指名するものとします。

##### 3 危機に関する調査・研究

各局区等は、平常時から危機発生に関する要因・危険度・被害などについて調査・研究を行い、危機に対する予防・被害の軽減などの対策に反映するものとします。

##### 4 点検・確認の実施

各局区等は、所管業務や情報連絡及び緊急体制の点検・確認などを実施するとともに、重要な施設や設備、資機材などの適切な管理を行い、緊急時に有効に活用できるように努めます。

##### 5 訓練・研修への取組

危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修などを企画・立案し、積極的に取り組んでいきます。

また、訓練・研修には、市民、事業者、関係機関等との連携・協力を重点を置くとともに、訓練後の検証も実施して十分な効果を発揮できるように努めます。

##### 6 関係機関等との連携強化

危機発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう、平常時から関係機関等と連携を密にして、協力体制の強化と推進に努めます。

## 7 ボランティア団体等との協力体制の確立

危機発生時にボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティア団体等との信頼関係を確立し、連携・協力の体制づくりを推進します。

## 8 市民への情報提供

市民と行政が一体となって危機に備えることが重要であることから、危機管理に関する知識・技術をはじめ、危機に関する調査・研究の成果などの情報も積極的に提供し、市民と情報を共有していきます。

## 第2 緊急対策

危機発生時には、被害や影響を最小限に止めるための緊急対策を実施します。緊急対策では、本市組織の能力を最大限に活用し、市民の生命の安全確保を最優先として事態を迅速に收拾するため、最善を尽くします。

### 1 危機発生時の組織体制

危機発生時には、直ちに関係局区等が対策本部等の必要な体制をとり、機動的かつ横断的に対応します。危機の規模や被害等が拡大し、全庁的な対応が必要な場合には、市対策本部等の組織体制に迅速に移行するなど、状況に応じた対応を行います。

なお、危機の状況に応じて初動対応を行うため、危機事案ごとにあらかじめ危機管理監が指名する職員で構成する「緊急対策チーム」を設置します。

### 2 活動方針の決定

危機発生時には、対策本部等は、速やかに必要な情報を収集・分析し、この結果に基づき的確な活動方針を決定します。また、これを周知徹底し、確実に緊急対策を実施します。

### 3 関係機関等と連携した緊急対策の実施

危機発生時には、被害や影響を最小限に止めるために、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、人命救助・救急医療・消火活動などの緊急対策を実施し、事態を迅速に收拾します。

### 4 自衛隊等への応援要請

危機発生時には、その危機の発生規模や被害状況により、必要と認められる場合には、所定の手続きをもって、自衛隊、他の地方自治体等から速やかな応援を得られるように努めます。

### 5 市民への情報提供

危機発生時には、危機に関する情報や被害情報など市民が必要とする情報は、あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に提供します。また、情報内容はできる限りわかりやすく、市民の立場に立った情報となるように努めます。

## 第3 事後対策

事後対策では、危機の收拾後には、市民生活の回復を図るため、支援などを実施します。さらに、危機の再発防止、被害の軽減、緊急対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理全体の向上に努めます。

### 1 市民生活の安定・復旧

危機の收拾後には、市及び関係機関等は相互に協力して、被災者等の生活援護、地域経済の復興支援等を行い、市民の生活の早期回復と自力復興の促進に努めます。

### 2 検証

危機の收拾後には、危機管理全体について総合的な検証を行い、予防及び被害の軽減などの改善策を明確にして、計画、細部計画等にこの検証結果を反映させます。

## 第5章 計画の策定

市は、「横浜市防災計画」、「横浜市国民保護計画」及び「横浜市緊急事態等対処計画」の三つの計画を策定し、この指針の目的を実現します。

### 第1 横浜市防災計画

「横浜市防災計画」は、災害対策基本法に基づき、横浜市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「横浜市防災会議」が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「震災対策編」、「風水害等対策編」及び「都市災害対策編」に区分し、三編で構成します。

### 第2 横浜市国民保護計画

「横浜市国民保護計画」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法

律第 112 号) 及び「神奈川県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に備えて、国民の保護のための措置の実施に関する計画で、「横浜市国民保護協議会」に諮問したうえで策定します。

### 第 3 横浜市緊急事態等対処計画

「横浜市緊急事態等対処計画」は、この指針に基づき、テロ、感染症、環境汚染など、災害や武力攻撃事態等及び緊急対処事態以外の危機に対処するための計画として、「横浜市危機管理推進会議」で策定します。

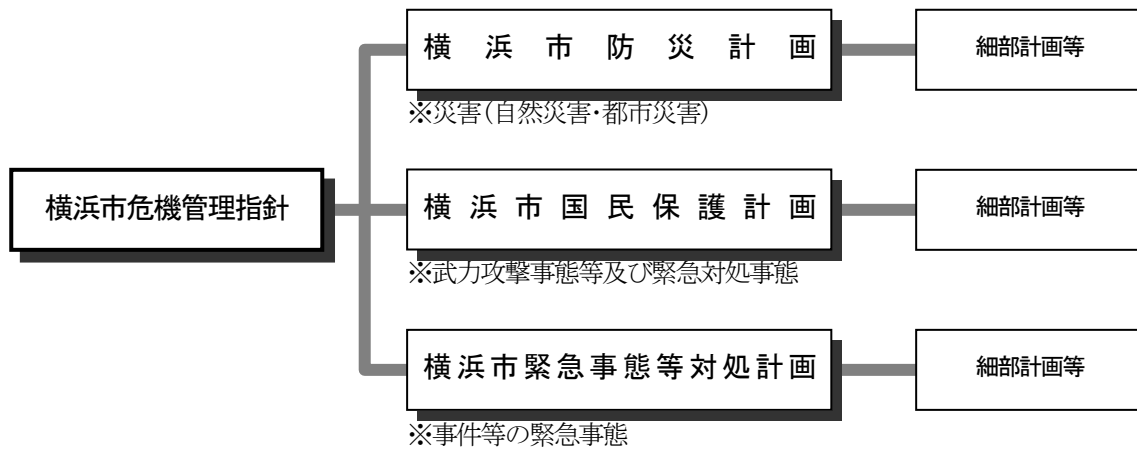
## 第 6 章 横浜市危機管理推進会議

横浜市の危機管理の一層の充実と推進体制の強化を図るため、庁内に「横浜市危機管理推進会議」を設置します。

この会議は、議長、副議長及び委員をもって組織し、議長は市長、副議長は副市長及び危機管理監、委員は技監、局長、区長及びその他市長が指定する職員をもって充てるものとします。

### 参考

#### ○指針を構成する計画（第 5 章関係）



#### ○横浜市危機管理推進会議と計画（第 6 章関係）

